

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	就学援助に関する事務(医療費以外)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川口市は、就学援助に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

埼玉県川口市教育委員会

公表日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	就学援助に関する事務
②事務の概要	<p>【事務の概要】 ・学校教育法第19条、学校給食法第11条第2項及び学校保健安全法第24条の規定に基づき、経済的な理由により現に就学が困難な児童及び生徒並びに就学予定者の保護者に対し就学に必要な金銭の一部又は全部の扶助(以下「就学援助」という。)を行うことにより、児童及び生徒の円滑な就学を促し、もって義務教育課程の達成に資することを目的とする。</p> <p>【対象者】 (1)市内に住民登録があり、就学援助を必要としており、生計が同一ななかた全員の合計所得額が就学援助の認定基準を下回るかた。 (2)現に生活保護法第6条第2項の規定により保護を受けている者(以下「要保護者」という。)または要保護者に準ずる程度に困窮している者(以下「準要保護者」という。)であること。なお、要保護者に準ずる程度の基準については、川口市教育委員会が決定し、川口市就学援助事務取扱要領に定めるものとする。</p> <p>【援助の種類】 ・要保護者に対しては、修学旅行費、医療費の援助を行う。 ・準要保護者に対しては、学用品費、通学用品費、新入学用品費、校外活動費、修学旅行費、通学費、体育実技用具費(生徒のみ)、給食費、医療費の援助を行う。</p> <p>【特定個人情報を使用する事務】 ・保護者からの申請に基づき、申請者の世帯全員の所得情報を参照して認定を行う。</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none">・就学援助システム・給食費システム・個人住民税システム・共通基盤システム(府内連携システム)・団体内統合宛名システム・住登外管理システム・中間サーバ・既存住民基本台帳システム
2. 特定個人情報ファイル名	
就学援助ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第2項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条別表第1の8

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		<p>【情報提供の根拠】 なし(本事務において、情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)</p> <p>【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第4項</p>

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	川口市 学校教育部 指導課、学校保健課
②所属長の役職名	指導課長、学校保健課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	川口市(総務部行政管理課情報公開文書係) 〒332-8601 川口市青木2-1-1 電話048-258-1641
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	川口市(総務部行政管理課情報公開文書係) 〒332-8601 川口市青木2-1-1 電話048-258-1641
-----	--

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
---------	--

評価対象の事務の対象人数は何人か	<p><選択肢></p> <p>[1万人以上10万人未満]</p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点

2. 取扱者数	
---------	--

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[500人未満]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか

[発生なし]

<選択肢>

- 1) 発生あり
2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類

[基礎項目評価書]

<選択肢>

- 1) 基礎項目評価書
2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書
3) 基礎項目評価書及び全項目評価書

2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
2) 十分である
3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
2) 十分である
3) 課題が残されている

権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
2) 十分である
3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[○] 委託しない

委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か

[]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
2) 十分である
3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		<input type="radio"/> 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) <input type="radio"/> 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[] 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[] 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		<input type="radio"/> 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		
9. 監査		
実施の有無	<input checked="" type="radio"/> 自己点検	[] 内部監査 <input type="radio"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[] 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策]</p> <p>＜選択肢＞</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住民基本台帳システム・個人住民税システムの閲覧・情報連携においては、毎年管轄課へ許可申請を行っており、本事業の事務に必要な範囲のみ申請をし、範囲外については利用できないようアクセス制限を行っている。このため、目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月18日	I 関連情報－3個人番号の利用－法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第2項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第2項 ・川口市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条 	事後	文言整理であり、重要な変更には該当しない
平成28年10月18日	I 関連情報－4情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第14号 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条 ・後日公布予定の委員会規則 	<p>【情報提供の根拠】 なし(本事務において、情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)</p> <p>【情報照会の根拠】 <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 ・川口市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第4項 </p>	事後	番号法の改正に基づく号番号の変更、及び根拠となる条例の追加であり、重要な変更には該当しない
平成28年10月18日	I 関連情報－5評価実施機関における担当部署－②所属長	指導課長 菅原 京子	指導課長 杉田 明	事後	人事異動による変更であり、重要な変更には該当しない
平成28年10月25日	I 関連情報－5評価実施機関における担当部署－②所属長	指導課長 杉田 明	指導課長 大竹 伸明	事後	人事異動による変更であり、重要な変更には該当しない
平成30年11月15日	I 関連情報－5評価実施機関における担当部署－②所属長の役職名	指導課長 大竹 伸明、学校保健課長 鈴木 隆幸	指導課長、学校保健課長	事後	評価書の様式変更であり、重要な変更には該当しない
令和1年6月28日	IVリスク対策	-	項目追加	事後	評価書の様式変更であり、重要な変更には該当しない
令和2年10月22日	IIしきい値判断項目－1対象人数－いつ時点の計数か	平成28年1月1日 現在	令和2年4月1日 現在	事後	しきい値判断の再実施による変更であり、重要な変更には該当しない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月22日	II しきい値判断項目-2取扱者数-いつ時点の計数か	平成28年1月1日 現在	令和2年4月1日 現在	事後	しきい値判断の再実施による変更であり、重要な変更には該当しない
令和4年3月2日	I 関連情報-4情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・略	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第9号 ・略	事後	令和3年9月1日施行の番号法改正に伴う号づくりにかかる変更
	I 関連情報-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務-③システムの名称	・共通基盤システム(府内用連携システム)	・共通基盤システム(府内連携システム)	事後	システム表記の統一による変更であり、重要な変更には該当しない
	I 関連情報-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務-③システムの名称	・税宛名管理システム	・住登外管理システム	事後	システム表記の統一による変更であり、重要な変更には該当しない
	I 関連情報-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務-③システムの名称	・団体内統合宛名システム(宛名システム等)	・団体内統合宛名システム	事後	システム表記の統一による変更であり、重要な変更には該当しない
	I 関連情報-3. 個人番号の利用- 法令上の根拠	(略) ・川口市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条	(略) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条別表第1の8	事後	正式名称への変更であり、重要な変更には該当しない
	I 関連情報-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	(略) ・川口市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第4項	(略) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第4項	事後	正式名称への変更であり、重要な変更には該当しない
	II しきい値判断項目-1. 対象人数-いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	しきい値の見直しによる修正
	II しきい値判断項目-2. 取扱者数-いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	しきい値の見直しによる修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	IVリスク対策-8. 人手を介在させる作業		項目追加及び以降の項目の番号ずれ	事後	評価書の様式変更であり、重要な変更には該当しない
	IVリスク対策-11. 最も優先度が高いと考えられる対策		項目追加	事後	評価書の様式変更であり、重要な変更には該当しない